

JVA REPORT

8

'13 AUGUST
NO.159

MAIN REPORTS

- 2013年度通常総会開催報告
- 2013年度事業計画
- 寄稿:『フランスにおける視聴覚著作物の非営利上映と著作権使用料の割引』獨協大学長塚真琴准教授

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 日本映像ソフト協会 会報

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階)

電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 <http://www.jva-net.or.jp>

編集・発行 一般社団法人 日本映像ソフト協会

2013年8月12日発行



2013 年度通常総会開催報告	2
2013 年度事業計画	2
第 324、325 回定例理事会開催報告	5
e メディア部会定例セミナー開催報告	5
e メディア部会 / 営業部会 海外研修ツアー参加者募集の件	5
私的録画補償金(クレーム基金戻入分)の分配について	6
映像配信売上統計調査について正会員社説明会を開催	6
寄稿：『フランスにおける視聴覚著作物の非営利上映と著作権使用料の割引』	6
コンテンツ海外流通促進機構 中国・動画配信サイトの幹部らと会談	10
「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対し意見書を提出	11
TPP 政府対策本部に意見提出	12
リレーエッセイ ⑩⑫	13
日誌に見る協会の動き	13
異動	13
月間売上統計(5 月、6 月)	14
違法対策活動報告	14

2013年度通常総会開催報告

2013年度通常総会は、6月11日（火）午後3時から当協会会議室において開催された。当日の出席は、正会員社33社のうち出席社31社（委任状出席社3社、議決権行使書提出社10社を含む）、欠席社2社となった。以下のとおり報告事項2件が報告され、決議事項3件が承認された。

報告事項1. 2012年度事業報告書 報告の件

報告事項2. 公益目的支出計画実施状況報告 報告の件
決議事項

第1号議案 2012年度計算書類
(貸借対照表及び正味財産増減計算書)
及び 同附属明細書（案）承認の件

第2号議案 2013年度事業計画書及び

2013年度収支予算書（案）承認の件

第3号議案 役員21名（理事19名、監事2名）
選任の件（右記参照）

当日は、総会終了後に第324回定例理事会が開催され（5ページ参照）、その後続いて記者発表会が開催され、桐畑会長、後藤専務理事・事務局長から2013年度の事業計画や役員について発表された。



▲2013年度通常総会

役員名簿

2013.6.11 現在

（理事・監事は氏名五十音順）

会 長	桐畑 敏春	（株）ポニーキャニオン 代表取締役社長
副 会 長	島谷 能成	東宝（株） 代表取締役社長
専務理事	後藤 健郎	（一社）日本映像ソフト協会 事務局長
理 事	伊藤 和明	（株）パップ 取締役
理 事	井上伸一郎	（株）角川書店 代表取締役社長
理 事	大谷 信義	松竹（株） 代表取締役会長
理 事	川合 史郎	20世紀フォックスホームエンターテイメントジャパン（株） 代表取締役社長
理 事	川城 和実	バンダイビジュアル（株） 代表取締役社長
理 事	佐藤 寿美	（株）NHKエンタープライズ 代表取締役社長
理 事	佐藤 直樹	日活（株） 代表取締役社長
理 事	重村 博文	キングレコード（株） 代表取締役社長
理 事	高木 ジム	ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン（同） 最高経営責任者兼社長
理 事	竹内 成和	エイベックス・マーケティング（株） 代表取締役会長
理 事	夏目公一郎	（株）アニプレックス 代表取締役
理 事	百武 弘二	（株）ショウゲート 代表取締役社長
理 事	松岡 宏泰	東宝東和（株） 代表取締役社長
理 事	間宮登良松	東映ビデオ（株） 代表取締役社長
理 事	盛田 昌夫	（株）ソニー・ピクチャーズエンタテインメント 代表取締役
理 事	依田 巽	ギャガ（株） 代表取締役会長兼社長CEO
監 事	林 三郎	（株）第一興商 代表取締役社長
監 事	前田 哲男	柴井・前田・中川法律事務所 弁護士

2013 年度事業計画 (2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで)

2012年のビデオソフトのメーカ出荷統計では、総計2584億5600万円で前年比99.0%となった。そのうち、販売用市場においてはブルーレイの売上金額が4割近くを占めることとなり、その成長ぶりが実感されることとなった。ブルーレイの売上をジャンル別にみると、「日本のアニメーション」が半分以上を占め市場拡大を牽引していることには変わりはないが、「邦楽」「邦画」「日本のTVドラマ」などジャンルの広がりが見られた。放送のデジタル化やブルーレイ機器の普及など映像環境の向上により、より多くの人々にブルーレイの特性が受け入れられ、そのクオリティの高さを実感できる環境が整って

きたことが要因として考えられる。本年度は、ブルーレイの魅力さをさらに強力にアピールし、セルはもちろんのことレンタルの市場を含めて市場拡大を図っていく年となろう。

また、昨年はスマートフォンやタブレット型PCの普及の影響もあり、映像配信ビジネスの話題も多かった。しかしまだビジネスモデルの模索が続いている状況であり、そのような中において、コンテンツを提供する側が積極的にビジネス展開のイニシアティブをとれるよう取り組んでいくことが重要となってきた。そのため、本年は映像配信に関する基礎資料作りや、ビジネスの現

状を検証するためのセミナー実施など、一歩踏み込んだ事業展開を目指していく。加えて、今般、「4K」テレビ等、新世代型の映像技術の話題も多く聞かれるようになっており、コンテンツ提供側としてもその動向についての情報収集も必要となってこよう。

さらに昨年は改正著作権法が施行され、「リッピングソフト」の提供や利用が著作権法違反となることが明確となり、協会として長年取り組んできた主張がようやく実を結ぶこととなった。とはいえ、「リッピングソフト」の駆逐には至っておらず、引き続き健全化に向けた広報・啓発活動に努めなければならない。また内外を問わず、そのほかの課題についても、コンテンツの適正な利用が促進されるような法整備やルール作りとその運用をめざし、引き続き関係団体と連携・協力しながら、関係方面に働き掛けていかなければならない。一方でこういった活動の成果として、海外、特にアジア地域においては健全化の兆しが生れてきている国・地域もあり、海外進出のための地盤も整備されつつあることから、コンテンツビジネスの海外展開についても展望も持つて取り組んでいく時期にきているといえよう。

このような見地から、本年度は次のような事業を着実に推進することとする。

[] 内は担当主務部会

[1] 映像ソフト産業の健全な発展をはかる施策の実施

[業務部会]

1. 映像ソフトのバリアフリー化・アーカイブ化の運用
ルール等環境整備部会員社や関係官庁・関係団体等が行っている映像ソフトのバリアフリー化（音声ガイドや日本語字幕の付与等）・アーカイブ化の取組みについて、運用ルールの構築等の支援協力をを行い、誰もが映像ソフトを楽しむことができる環境整備に努める。

2. 協会活動充実のための新入会員勧誘の促進

映像ソフト産業界を代表する団体として、業界の発展に資するため、より多くの映像ソフト製作社、流通・映像コンテンツ関連事業社等の入会を募る。

3. 倫理問題の研究・意識の啓発

青少年に及ぼす映像ソフトの影響に鑑み、倫理規定遵守の徹底をはかる。また、倫理問題の研究と意識の啓発に努めると共に、関係官庁・関係団体との連携・協力に努める。

4. 経理・税務問題の検討

今後予想される税制改正、会計処理の変更等については、随時対応について検討する。

[2] 市場の整備及びマーケティング活動の活性化

1. マーケティング施策の調査・研究

[営業部会／業務部会]

イ. DVDビデオ・ブルーレイ・映像配信等の市場動向を把握するとともに、レンタル、セル等の市場別マーケティング施策の調査・研究を進める。

ロ. 映像コンテンツのデータベースについては、(株) ジャパンミュージックデータとのデータ収集の共同作業を推進しつつ、データベースの利用実態を把握する。

ハ. 海外市場視察調査及び国内マーケティング施策の検討を行う。

2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策

[営業部会／著作権部会]

ホテル、バス、健康ランド、船舶、複合カフェ、公共施設等における映像ソフトの上映・配信利用に対する市場の正常化に努める。

3. レンタルシステムの運用とレンタル店の加入促進

[営業部会]

当協会のレンタルシステム加盟店の実態把握と未加盟店の加入促進を図る。

4. 市場活性化の施策

[営業部会]

市場活性化のための共同キャンペーン等を実施する。

5. 会員地区連絡協議会への支援

[営業部会／違法対策部会]

映像ソフト市場の健全な発展のため、会員社出先機関で組織された会員地区連絡協議会が行う市場活性化、著作権保護活動等の諸活動を支援する。

[3] 知的財産権の擁護確立及び施策の推進

1. 著作権に係わる広報・普及活動

[著作権部会／違法対策部会]

映像著作物の許諾実務、映像ソフトの著作権に関する諸問題について、広報・啓発活動を行うとともに、関係官庁・関係団体の行う知的財産権に係わる広報・啓発活動に協力する。

2. 識別シールの発行等

海賊版識別及び頒布権の行使態様を表示するための統一マークを印したシールの発行及び同マークの登録商標の利用許諾を行い、市場の正常化とともに、一般利用者の正規品識別に資するよう努める。

3. 関係権利者団体との間における諸問題への対応

[著作権部会]

関係権利者諸団体と著作物使用料規程その他の諸問題について協議する。

4. 著作権保護と無許諾利用の防止

[著作権部会／違法対策部会／営業部会]

関係官庁や関係団体と連携して、映像著作物の無許諾利用（複製・頒布・上映及び配信等）の防止に努める。また、技術的保護（制限）手段を回避するプログラムの提供行為等の防止に努める。

5. 国際的著作権問題に対する対応 [著作権部会]

- イ. 海外での映像ソフトの無許諾利用の防止に努める。
- ロ. 原産地証明の発行
台北駐日経済文化代表處からの要請により、倫理基準の遵守と台湾における海賊版防止のため、関連団体との連絡を密にしながら原産地証明を発行する。
- ハ. 海外での映像ソフトの利用実態を把握するため、必要に応じ近隣諸国及び地域に視察団を派遣する。

6. 著作権法等の整備への対応 [著作権部会]

当協会がかねてから要望している非営利上映について著作権法制度の整備を要望する。また、流動的な私的録画補償金制度の動向を注視しつつ、その状況に適した私的録画補償金分配規程の運用に努める。

[4] 映像メディアの現状と今後に関する調査・研究

[eメディア部会]

1. 映像配信事業に関する調査・研究

- イ. 映像配信技術・管理技術に関する調査・研究を行う。
- ロ. 映像配信をはじめ、多様な映像コンテンツ流通チャネルが提供されている諸外国へ、必要に応じ視察団を派遣する。

2. 映像ソフトに関する調査・研究

映像ソフトに関する新たな技術や流通等に関する調査・研究をする。

3. セミナー・研究会の開催

映像メディアの将来に係わる重要な情報技術や社会情報学に関する調査・研究を行う。

また、必要なセミナー・勉強会を開催する。

[5] 映像ソフトに関する調査 [業務部会]

1. 協会会員社を対象とする売上の調査・統計の実施

- イ. 協会会員社を対象とする映像ソフトの売上統計調査を実施する。(年2回)
- ロ. 会員社映像ソフト月間売上高を調査し、会員社に対し速報を提供する。
- ハ. 映像配信事業に係る統計調査実施案を検討する。

2. レンタル市場の実態把握のため、JVA レンタルシステム加盟店を対象とした「ビデオレンタル店実態調査」を実施する。

3. 「映像ソフト市場規模及びユーザー動向」に関する調査を実施する。

[6] 映像商品制作に関する調査・研究

[技術部会]

- 1. 映像関連技術情報の収集及び調査を行う。
- 2. その他、映像商品制作にかかわる関連技術や商品管理情報等に関する調査・研究を必要に応じ行う。

[7] 国際的諸問題に対する対応 [国際部会]

- 1. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)に参画するとともに、海外における日本コンテンツの流通環境の整備等を推進する。
- 2. 海外市場の実態の把握
協会会員社の関連性の高い海外市場の実態調査・研究に資するため、必要に応じ近隣諸国及び地域における実態調査を行う。

[8] 情報の収集及び提供 [業務部会]

1. 会報の発行

協会の事業活動報告、当面する諸問題の報道・解説、国際情報等を内容とする「会報」を、年6回発行する。

2. 『JVA BOOK 2013』の発行

ビデオソフトの著作権に関するQ&Aやマーケットデータ等をまとめた『JVABOOK 2013』を発行し、会員社をはじめJVA レンタルシステム加盟のビデオレンタル店に配布するほか、一般からの要望にも対応し、業界の広報誌として広く活用する。

3. ホームページ等を通じて協会事業の会員社内外及び一般利用者へのPR活動を展開する。

4. 一般紙・業界誌等の報道機関と接触を図り、協会活動等につき広報活動を展開する。

[9] 内外関係機関等との交流及び協力

- 1. 関係諸官庁等に対して、映像ソフト産業の特性、実態等の的確な説明に努め、映像ソフト産業の健全な発展のために協力を要請するとともに、自主規制による良好な環境整備の実現に努める。

[業務部会／著作権部会]

- 2. 関係諸官庁等に知的財産権保護活動に理解を求めるとともに、知的財産権侵害の取締りを要請する等市場の健全化に努める。

[著作権部会／違法対策部会／営業部会]

- 3. 協会が事務局を務める不正商品対策協議会等、会員として加盟する関係諸団体の事業に協力するとともに、協会の事業に対する理解・協力を要請する。

また、その他の関連する団体との交流を図る。

- 4. 諸外国関連団体との交流を図り、国際市場の整備を目的とする内外情報の交換・著作権情報の交換及び著作権保護活動等を通じ国際市場の健全な発展に資する。

[業務部会／著作権部会／営業部会／違法対策部会／技術部会／国際部会]

[10] 会員社間の交流の緊密化を図る催事の実施

会員社の交流を図るため、新年賀詞交歓会、会員親睦ゴルフコンペ等を実施する。

以上

第324、325 回定例理事会開催報告

第324回定例理事会は、6月11日（火）に開催された2013年度通常総会の終了後、午後3時45分より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

決議事項

第1号議案 代表理事選定の件…代表理事会長に桐畑敏春理事を、代表理事副会長に島谷能成理事を選定した。

第2号議案 業務執行理事選定の件…業務執行理事として専務理事に後藤健郎理事を選定した。

第3号議案 各部長を下記のとおり選任した。

業務部会長 佐藤寿美理事

営業部会長 竹内成和理事

著作権部会長 桐畑敏春理事

違法対策部会長 大谷信義理事

技術部会長 盛田昌夫理事

国際部会長 川城和実理事

eメディア部会長 竹内成和理事

第4号議案 事務所移転（案）承認の件…承認

第5号議案 「CDV J ショップコンテスト2013」に対する後援名義使用及びJVA特別賞設定承認の件…承認

第6号議案 「第26回東京国際映画祭」に対する後援及び後援名義使用承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会・委員会報告について、私的録画補償金（クレーム基金戻入分）の分配について、2013年4月度ビデオソフト売上速報について、CODA事業報告・事業計画について、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見（案）について。

第325回定例理事会は、7月2日（火）午後4時30分より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

決議事項

第1号議案 理事候補者選出（案）承認の件…承認

第2号議案 臨時総会開催の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会・委員会報告について、（株）イーライセンスとの包括契約等に関する件、JVA海外研修ツアー参加者募集について、2013年5月度ビデオソフト売上速報について。その他として「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」については前田監事から、「クリエイティブ産業国際展開懇談会中間とりまとめ」については座長を務めた依田理事から、それぞれポイントについての説明が行なわれた。

eメディア部会

eメディア部会定例セミナー開催報告

eメディア部会では、6月28日に第4回定例セミナーを開催した。今回は、「デジタルコミック配信を中心とした電子書籍市場の現状について」をテーマに、デジタルコミック協議会幹事長の渡辺隆氏に講演いただいた。

出版業界全体の状況の分析から、電子書籍への期待の高まり、携帯コミックを中心に発展してきた日本のデジタルコミック市場の現状から、専用端末やスマートフォン、タブレット端末などの新しいプラットフォームに向けた配信市場への展望を語っていただいた。参加者は28名。



◀第4回定例セミナー講師の渡辺隆氏

eメディア部会／営業部会 海外研修ツアー参加者募集の件

eメディア部会と営業部会では、11月3日から11月10日までの8日間に亘る米国研修ツアーを企画している。当協会では、2008年まで海外研修ツアーを実施してきたが、リーマンショック以後の開催は見合わせていた。この間、米国のDVD/BD市場は大きく変化し、デジタル配信へと急速にシフトしている。その一方で、ハリウッドの大手スタジオが中心となり、BDとデジタル配信を連携させたUltraVioletサービスも開始されている。このUltraVioletとは、BDを購入すればいつでもどこでも、どのメーカーの端末でもその映画を楽しめるようにすることでBDの市場を拡大させるという目的で始められたもので、現在では、英国やオーストラリア、ニュージーランドでも開始されている。さらに、この秋にはドイツやフランスでも開始されると報じられ、やがていずれは日本でも開始されるものと考えられている。そこで今回のツアーでは、UltraVioletサービスに関連する企業を中心に訪問し、このサービスの実態を学んできたいと考えており、特にUltraVioletの運用実態に迫る研修が実現できるように企画している。

参加申込、お問い合わせは、事務局 駒崎まで。

私的録画補償金(クレーム基金戻入分)の分配について

クレーム基金からの戻入金については、理事会の承認をえて、下記のとおりの方法によって各会員社に分配することとなった。

特定機器・記録媒体のメーカーから私的録画補償金は、現状支払われていない。しかしながら、昨年支払われた私的録画補償金から控除して私的録画著作権者協議会が預かっているクレーム基金からの戻入金の分配がある旨の報告があった。

デジタル録画専用機器の補償金の徴収義務については、録画機器メーカーと私的録画補償金管理協会(SARVH)の裁判の結果、SARVHの申告が棄却され上告受理申立も不受理(最決平成24年11月8日)となり、事実上補償金の対象機器がない状況となっている。

記

(1)対象番組放送期間(2件の募集)

I. 2012年4月1日から9月末日まで

II. 2012年10月1日から2013年3月末日まで

(2)申告受付期間

(1)のいずれの期間についても2013年9月末日までとする。

(3)分配期

(1)のいずれの期間も2014年2月とする。

申請についてのお問合せは、事務局小林まで。

映像配信売上統計調査について 正会員社説明会を開催

統計調査委員会(八十河恒治委員長(株)ポニーキャニオン)では、これまで数値としてなかなか実態を掴めなかった映像配信について、“川下”である消費者レベルでの市場規模と“川上”であるソフトメーカーの売上規模を把握することを目的に、今年度からふたつの調査を開始することとなった。“川下”の調査は、毎年1月に実施している「ビデオソフト市場規模及びユーザー動向調査」を拡大し、映像配信についてのユーザー動向を探ることを計画しているが、“川上”調査としては、パッケージの統計調査に対応させるような形でJVA正会員社を対象に映像配信事業についての売上統計調査を実施することとなった。

そこで、正会員社を対象に、6月13日(木)午後2時から当協会会議室において映像配信売上の統計調査について説明会を開催した。これまでに統計調査委員会ではワーキンググループを設け、映像配信についての概念の定義や報告フォーマット等につき整理を行い、調査についての「手引き」をまとめてきたが、その内容につき説明会を行ったものである。当日は正会員社33社のうち32社の出席を得たが、映像配信の市場規模の把握については関心が高いものの、各社の事情には差があるようで、多数の質問が提示された。ワーキンググループでは、これらについて再び整理し直し、「手引き」に修正を加えた上で、各社に案内することとなっている。

COPYRIGHT 著作権関連

寄稿:『フランスにおける視聴覚著作物の非営利上映と著作権使用料の割引』

獨協大学 長塚 真琴

1980年代後半以降、家庭内視聴用に販売されるビデオソフト(セル用ビデオソフト)市場が形成されるようになると、これを用いた上映会が行われるようになった。このような利用が非営利無料で行われる場合もあるが、諸外国ではこのような利用が許されているのか、また、著作権者等の許諾が必要な場合どのような手続きが必要なのか等は、あまり知られていないように思われる。

そこで、フランス著作権法に造詣が深い獨協大学の長塚真琴先生に非営利上映に関するフランスの法制度とその運用について解説をお願いした。

はじめに一本稿の目的

フランス知的所有権法典(CPI) L.132-21条は、著作物の興行契約に関する規定群の中にあり、その1項で興行企画者の会計報告および使用料支払義務を定め、その2項で「地方自治体は、その地方の公の祝典の開催について、及び行政当局の認可を得た民衆教育団体は、その活動の範囲内においてそれらの団体が開催する催しについて、それらの使用料の割引を受けなければならない」と

定める。また、同L.321-8条は、使用料徴収分配協会(sociétés de perception et de répartition des droits)¹に関する規定群の中であって、「使用料徴収分配協会の定款は、公益を目的とする団体が、入場料を課さないそれらの団体の行事について、それらの団体が支払うべき著作権使用料並びに実演家及びレコード製作者の権利使用料の額の割引を受ける条件を規定しなければならない」と定める²。

¹ 音楽に関するSACEM(<http://www.sacem.fr/>)など、日本では通常「集中管理団体」と呼ばれる団体のこと。

² 条文の訳はCRICのウェブサイトに掲載されている大山幸房訳(<http://www.cric.or.jp/db/world/france.html>)によった。邦訳されたフランス著作権法の概説書として、古くはクロード・コロンベ(宮澤博明訳)『著作権と隣接権』(第一書房、1990年)がある。また、簡潔な紹介としては、永澤亜季子『フランス暮らしと仕事の法律ガイド』(勁草書房、2012年)240頁以下がある。

本稿では、視聴覚著作物を非営利目的で上映する場合に、これら2つの規定がどのように働くかを検討する(2)。また、その前提として、視聴覚著作物の上映をめぐるフランス法の権利関係を、日本法との違いに留意しつつ整理する(1)。

1. 視聴覚著作物の上映をめぐる権利関係

(1) 著作財産権

視聴覚著作物 (œuvres audiovisuelles) は、「映画の著作物 (œuvres cinématographiques) その他の音を伴う、又は伴わない映像の動く連続から成る著作物」と定義される (CPI L.112-2条6号)。これは、テレビ放送の著作物を映画の著作物と同様に扱うことを明確にする趣旨の規定であり、当時の著作権法であった1957年3月11日法が、1985年7月3日法によって改正された際に設けられた³。

フランスの著作財産権は興行 (représentation) 権と複製権から成る (L.122-1条)。日本のように細分化されていないのが特徴である。また、興行には公の上映 (projection publique) が含まれる (L.122-2条1項1号)。

視聴覚著作物の著作権は、「視聴覚著作物の知的創作を実現する1人又は2人以上の自然人」である (L.113-7条1項)。そして、シナリオ・(原著作物からの) 翻案・台詞・当該視聴覚著作物のために特別に作成される楽曲の著作権、そして監督は、共同著作権者と推定される (présumé) (同条2項)。また、原著作物がある場合はその著作権も、視聴覚著作物の著作権と同一視される (assimilé) (同条3項)。日本と異なり、著作権はいわゆるモダンオーサーに限られない。また、2項に例示されていない者 (例えば製作者のうち自然人である者) も、知的創作行為をおこなっていれば共同著作権者になりうる⁴。

これらの共同著作権者がもつ視聴覚著作物の排他的利用権は、視聴覚製作契約が締結されている場合には、製作者 (producteur) に譲渡されたと推定される (L.132-24条第1項)。製作者は、「製作について発意と責任をとる自然人又は法人」と定義されている (L.132-23条)。

すでにみたように楽曲の著作権も視聴覚著作物の著作権者であるが、その著作財産権は、製作者に譲渡されたと

推定されない (L.132-24条第1項)。これは、1957年法制定当時、音楽の分野ではすでにSACEMによる集中管理が定着していたという実務上の理由によるものである⁵。

(2) 俳優の隣接権

俳優は実演家 (artiste-interprète) として隣接権 (droit voisin) をもつが (CPI L.212-1条以下)、視聴覚製作契約を締結した製作者は、実演の固定、複製、公衆への伝達を許諾される (L.212-4条1項)。つまり、その視聴覚著作物を視聴覚的に利用する場合の俳優の隣接権は、製作者がもっている。公衆への伝達にはもちろん上映が含まれるので、上映企画者にとって、俳優の隣接権の窓口は製作者ということになる⁶。

(3) ビデオグラム製作者の隣接権

日本と異なり、フランスにはビデオグラム製作者の隣接権がある。この者は「音を伴う、又は伴わない映像の連続の最初の固定について発意と責任をとる自然人又は法人」であり (CPI L.215-1条1項)、ビデオグラムの「複製、又は販売、交換若しくは貸与による公衆の利用への提供又は公衆への伝達」につき固有の権利をもつ (同条2項)。

これは、著作者からの著作権譲渡の成否がはっきりしなくても、違法複製物の作成・販売者に対しては、製作者が権利行使できるように設けられた権利である⁷。すなわち、通常の場合は、視聴覚著作物の著作財産権をもつ製作者が、この隣接権も同時にもっている⁸。そして、この隣接権と、視聴覚著作物の著作財産権、そして視聴覚著作物の実演家の権利とを、製作者が別個に譲渡することは、禁じられている (同条3項)。

(4) 個別管理される上映権

以上のように、視聴覚著作物の製作者は、その著作物について、著作財産権、俳優の隣接権、そしてビデオグラム製作者の隣接権という、3つの排他的利用権を有している。公の上映を企画する者は、これら3つの権利の処理が必要である。

そして、少なくとも上映に関する限り、製作者のこれらの権利は個別管理されていると考えられる⁹。視聴覚著

3 コロンベ前掲書85頁。1992年に法典化された際のCPI第1部(著作権)は、1957年法と1985年法の規定を、文言を変えずに、より体系的に並べ替えたものだったといつてよい。CPIIにはその後様々な改正が加えられるが、本稿で扱うのは、1957年法に由来する古典的な規定が多い。

4 コロンベ前掲書152頁。

5 コロンベ前掲書153頁。

6 Stérin, A.-L., *Guide pratique du droit d'auteur*, Maxima 2011, n° 533.

7 コロンベ前掲書280頁。

8 Stérin, *op. cit.*, n° 526.

作物製作者の権利の集中管理は、私的複製に対する報酬請求権など、法律上集中管理が義務付けられている権利についてののみ、おこなわれているにすぎないようである¹⁰。

だとすれば上映企画者は、上映したい視聴覚著作物の製作者を探して連絡しなければならないが、実務書にはそのための方法も詳細に紹介されている¹¹。

一方、視聴覚著作物の著作財産権のうち、上映に伴う楽曲の演奏に関する権利は、別個に集中管理されるのがむしろ原則である¹²。従って、上映企画者は、SACEM等の集中管理団体にも連絡をとらなければならない。

また、楽曲以外の著作財産権（のうち上映に関する権利）が、製作者への譲渡の対象から特約によって外されている場合もありうる¹³。製作者からそのような連絡を受けた場合には、当該権利を有する著作者または実演家、あるいはその加入する集中管理団体とも、連絡が必要である。

(5) 上映に関する権利制限規定とその厳格解釈

公表された著作物の著作者は、「もっぱら家族の集まり (cercle de famille) において行われる私的かつ無償の興行」を禁止することはできない (CPI L.122-5 条 1 項 1 号)¹⁴。隣接権についても同様の規定がある (L.211-3 条 1 項 1 号)。両方の規定にあてはまれば、視聴覚著作物の著作財産権、俳優の隣接権、ビデオグラムの隣接権、そして楽曲の著作財産権のどれも気にせずに、上映ができることになる。

この規定に関する判例・学説の蓄積は豊富であるが¹⁵、「もっぱら」(exclusivement) という文言が用いられていることから、過度の拡大解釈は許されていない。たとえばコロンベは、家庭の外で会合がもたれる場合（結婚式等）への適用も排除しないが、人的範囲については、血縁または姻戚関係以外には、家庭を規則正しく訪問する友人までしか拡大は許されないとする¹⁶。とはいえ、敬虔なカトリックの家庭は多産なので、血縁または姻戚関

係のある者のみによる「家族の集まり」も、大人数となることがある。筆者が知る70代の夫婦は、親戚一同を自宅に呼ぶと80人に近いと言っていた。このような場合も「家族の集まり」として権利制限されるとしたら、日本法とは異なる解決であるといえる。なぜなら、日本の著作権法2条5項は特定かつ多数の者も公衆に含み、同項の解釈上も、80人を「多数」と解することに争いはないからである。

一方、日本の著作権法38条1項は、非営利・無償・無対価の三要件を満たせば、権利者に無断（もちろん無償）で、公の上映をなしうると定める。これとCPI L.122-5 条 1 項 1 号とを比較すると、上述の大家族の場合を除いて、フランスのほうが、権利者に無断で上映できる場合が限られているといえる。フランスでは、「家族の集まり」の範囲を超えれば、仮に上映が非営利・無償・無対価でなされても、権利者からの許諾が必要になる。ただし、地方自治体や公益団体が主催する上映については、次項でみるように、著作権使用料の割引を受けることができる。

2. 非営利上映と著作権使用料割引制度

非営利上映に際しての著作権使用料の割引制度は、2つの条文によって定められている。1つは、集中管理される著作財産権と実演家・レコード製作者の隣接権に関するL.321-8条であり、もう1つは、専ら著作財産権に関し、集中管理かどうかは形式上問わないL.132-21条2項である。確実にいえることは、興行企画者が上映に伴う楽曲の再生につき集中管理団体に許諾を求める場合、これら2つの規定に該当すれば、割引を受けられることである。

L.132-21条2項が、映画製作者が個別管理している上映権にも適用されるのかどうかは、調べても明らかにできなかった。しかし、おそらくは適用されると思われる。なぜなら、条文には適用範囲を集中管理の場合に限定するとは書いていないし、集中管理の場合に割引制度があ

9 文献上必ずしも明白ではないが、リヨン第三大学エドゥアール・トレポズ (Édouard Treppoz) 教授とパリ第三大学IRCAV講師のドミニク・ブジュロル (Dominique Bougerol) 博士はそのような認識である。

10 Bernault, C., La gestion collective des droits des réalisateurs et des producteurs, in Tafforeau (dir.), *Pratique de la propriété littéraire et artistique*, LexisNexis (Droit 360°) 2013, p. 463.

11 Stérin, *op. cit.*, n° 530. それによれば、まず作品のエンドロールから権利者名を、IMDb (<http://www.imdb.com/>) や RCA (<http://www.cnc-rca.fr/Pages/PageAccueil.aspx>) などのデータベースを用いて調べる。次に、権利者の連絡先を、Mass media (<http://www.mass-media.fr/guide/index.php>) というサイトか、権利者が所属する権利者団体を通じて調べる。権利者団体には、API (producteursindependants@club-internet.fr)・ARP (<http://www.larp.fr/>)・SPI (<http://www.lespi.org/>)・SPFA (<http://www.animation-france.fr/>)・UPFilms (<http://www.upfilms.fr/>)・USPA (<http://www.uspa.fr/>) がある。

12 Kahn, A.-E., Les contrats de représentation d'œuvres musicales : contrats individuels et gestion collective, in Tafforeau (dir.), *Pratique de la propriété littéraire et artistique*, LexisNexis (Droit 360°) 2013, p. 322 (note 6).

13 CPI L.212-4 条の条文からは判然としないが、ブジュロル博士によれば、実演家の隣接権についても同様であるという。

14 「無償」は、招待客から興行の対価を徴収するかどうかであり、招待する側が演奏家等に謝礼を払うかどうかは関係ない。コロンベ前掲書172頁。

15 Lucas, A., *JurisClasseur Propriété littéraire et artistique*, fasc. 1248, DROITS DES AUTEURS. -Droits patrimoniaux. -Exceptions au droit exclusif, avr. 2010, n° 51.

16 コロンベ前掲書171～172頁。

ることは、個別管理における使用料の交渉のあり方にも、影響を与えると推測されるからである。

(1) L.321-8条～著作財産権と実演家・レコード製作者の隣接権の集中管理について

条文をいま一度繰り返すと、「使用料徴収分配協会の定款は、公益を目的とする団体 (associations ayant un but d'intérêt général) が、入場料を課さないそれらの団体の行事について、それらの団体が支払うべき著作権使用料並びに実演家及びレコード製作者の権利使用料の額の割引を受ける条件を規定しなければならない」である。

本条の運用については、SACEM法務部に問い合わせた。回答によると、SACEM定款¹⁷ 9条7項に定めがある。それによれば、「公益を目的とする団体」が予め申し出た場合には、著作権使用料につき5%の割引を受けられる。

「公益を目的とする」の意味は、税法上の解釈基準に照らし、営利を目的としないことはもとより、その活動目的が、構成員のみならず全体の利益につながることである¹⁸。

また、SACEM定款9条8項によると、「公益を目的とする団体」のうち次のものは、さらに高率の割引を受けられる。それらは(a)音楽の創作と教育の促進を主たる目的とする団体、(b)CPI L.132-21条に定められた団体、そして(c)全国的な代表適格を有し、SACEMと包括協定を交わしている団体連合のメンバーである団体である。

(2) L.132-21条2項～著作財産権について

条文を繰り返すと、「地方自治体 (communes) は、その地方の公の祝典の開催について、及び行政当局の認可を得た民衆教育団体 (sociétés d'éducation populaire) は、その活動の範囲内においてそれらの団体が開催する催しについて、それらの使用料の割引を受けなければならない」である。コロンベによると、1957年法によって本項が立法される前の1951年に、市町村長の全国組織とSACEMの間に、著作権使用料の割引について協定が結ばれていた¹⁹。そのことに照らすと、本項は著作権の集中管理（特にSACEMによるもの）を想定して作られた規定であるが、条文上は、個別管理の場合にも適用がある

ように読める。

本項の運用についてSACEMに問い合わせたところ、使用料の割引率は12.5%であるとの回答が得られた。これはおそらく、前述した市長村長の全国組織との協定に由来するものと思われる。また、SACEMからの回答によれば、民衆教育団体が得ているべき「行政当局の認可」とは、「青少年および民衆教育の認可」 (agrément de jeunesse et d'éducation populaire)²⁰のことである。要件としては、活動目的が青少年に向けられ、かつ/または、民衆教育の分野に属することである。後者については、人の人格形成、すなわち才能開花と公私における責任の自覚に関わる活動が広く認められており、しかも、そのような活動を専らおこなう団体でなくても、実績を残していれば認められる。さらに、団体が他の公的または私的団体から、財政面で十分に独立していることが必要である。認可を受けた団体の一覧は注20のウェブサイトから見ることができ、その数は数百にとどまる。該当団体の例として、学生自治会の全国組織であるUNEFがある²¹。

以上のように、L.132-21条2項は、L.321-8条と比べると、割引率が高い反面、受益者の範囲は狭いことになる。また、L.321-8条では入場無料であることが要件となっているが、同項では、主催者および催しの目的にかかる要件さえ満たせば、入場料の有無は関係ない。

著作権者がL.132-21条2項に違反した場合の効果については規定がないが、学説上、著作物利用者は相対無効、すなわち、割引がなかったり低率であったりするような契約の無効を主張できると解されている²²。

○プロフィール

長塚真琴 (ながつか まこと)

獨協大学法学部准教授 (知的財産権法担当)

国際著作権法学会 (ALAI) 理事

経歴

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得退学 (修士 (法学))

1996年 小樽商科大学助教授

2003年 獨協大学助教授

2001年 ポワティエ大学法的国際協力研究センター
客員研究員

2011年 リヨン東アジア研究所 客員研究員

¹⁷ <http://www.sacem.fr/cms/home/la-sacem/statuts-reglement-general>

¹⁸ Desurmont, T., JurisClasseur Propriété littéraire et artistique, fasc. 1560, Sociétés de perception et de répartition des droits . - Notions générales, sep. 2002, n° 94.

¹⁹ コロンベ前掲書172～173頁。

²⁰ <http://www.associations.gouv.fr/639-l-agrement-de-jeunesse-et-d.html>

²¹ <http://unef.fr/>

²² Lucas, op.cit., n° 54.

中国・動画配信サイトの幹部らと会談 コンテンツの正規配信へ向け北京「ハイレベル視察」実施

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構 事務局

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）は、経済産業省の受託事業として、7月4日～6日に中国・北京市にて「ハイレベル視察」を行い、日本コンテンツの流通促進を目的として動画配信サイト3社の幹部らと会談したほか、国家版權局を訪問して日本コンテンツの権利保護についての要請を実施。また、日本国大使館では木寺昌人大使との意見交換も行った。

「ハイレベル視察」には、桐畑敏春・(株)ポニーキャニオン代表取締役社長（CODA代表理事）、竹内成和・エイベックス・マーケティング(株)代表取締役会長（CODA理事）、椎名保・第26回東京国際映画祭ディレクター・ジェネラル（(株)角川書店取締役相談役、CODA前理事）、田信癸・(株)フジテレビジョン編成開発局ゼネラルプロデューサー（大多亮・日本民間放送連盟コンテンツ特別部会長（CODA理事）代理）、後藤健郎・CODA専務理事などが参加。また、経済産業省メディアコンテンツ課の佐合達矢課長にも同行をいただいた。

今回訪問したのは、「Youku Tudou（優酷土豆）」「iQIYI（愛奇芸）」「Sohu（搜狐）」の3サイト。各サイトでは、日本コンテンツのライセンス状況、正規ライセンスのための問題点等について会談した。

UGCサイトの「Youku Tudou」では朱向陽・首席内容官（Chief Content Officer）が応対し、Youku（優酷）とTudou（土豆）の2大UGCサイトが合併した経緯や、両ブランドを維持してターゲット層を分けていること、引き続き中国でトップシェアを誇っていることなどが説明され、日本コンテンツについては、「海賊版対策ばかりでなく、正規配信こそが侵害対策のポイントである」との指摘がされた。また、中国政府の規制により、海外からの参入が厳しい放送・映画興行などの実態を踏まえ、規制の運用がいまのところ緩やかな配信を活用し、「例えば日本の映画をまずはYoukuで配信し、ニーズを高めるのも良いのでは」との提案がなされた。

開設当初から正規許諾による配信のみを手がける動画配信サイト「iQIYI」では、耿曉華・運営副総裁（Operation VP）が応対。中国最大の検索サイト「Baidu（百度）」の100%子会社である「iQIYI」は、先般、動画配信サイト「PPS」との合併を発表しているが、「PPS」では著作権侵害が少なからず発生していることから、CODAからは「PPS」での侵害対策を依頼し、「iQIYI」からは着実に実施する旨の回答があった。一方で耿氏からは、「権利侵害を行なっている他の動画配信サイトに対して、日本の権利者からのアクションが必要」との要望があった。

大手ポータルサイト「Sohu」では、鄧曄・Sohuグループ副総裁兼Sohu動画CEOらと面談。「Sohu」からは、



▲国家版權局との会談（7月5日）

「日本コンテンツを積極的に中国で配信したいが、権利帰属が複雑で海賊版対策が不十分になることが障害だ」として、中国において海外の著作物に関する著作権の認証を行う「外国著作権認証機構」の資格を早急に取得してほしいとの要請があった。また同サイトは、アニメ以外の日本コンテンツの配信にも力を入れており、「これから日本の権利者との協力が進めば、日中関係の文化的な発展に寄与できる」との意見が出された。

3サイトには、今回の視察を受けて、12月に東京で実施する予定の実務レベルでのビジネスマッチングへの参加も提案し、それぞれ快諾を得た。

併せて実施した国家版權局への訪問では、「外国著作権認証機構」資格取得のための申請の件や、オンラインでの侵害対策キャンペーン「劍網行動」に関してCODAから情報提供した違法行為への対処などについて、応対した段玉萍・版權管理司副巡視員へ要請を行った。後藤専務理事は、「外国著作権認証機構については中国の動画配信サイトからも強く要請を受けている」と説明。同席した経産省の佐合課長からも、「CODAには日本の主要な著作権者が参加しており、経産省も支援している。前向きな検討を」と要請がされた。これに対して段副巡視員からは、「CODAが認証機構として認められるためには代表性が重要」との意見があった。

CODAとしては市場の正常化と不正流通排除のために、「認証機構」、「劍網行動」など、今後具体的に対応を進めていく予定。

さらに日本国大使館への訪問では木寺大使と会談。大使からは、「中国国内で日本コンテンツを観てもらう機会を増やし、広めていくことが重要だ」との意見をいただいた。

今回の視察では、トップレベルでの会談を通じて、中国の動画配信ビジネスの現状をより深く把握することができ、正規の日本コンテンツを広めていくビジネスチャンスがあると認識した。CODAでは引き続き、これらを12月の実務レベルのビジネスマッチングに繋げるため、具体的な施策に取り組んでいく。

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対し意見書を提出

4月16日から6月17日までの間、法務省は「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」への意見を募集した。

今回の中間試案は、当事者の意思により発生する債権に関する規定の見直しを行うもので、民法第3編以外の関係規定を含み、不法行為等の規定は対象外である。

当協会は、6月17日、ライセンス契約に関しては現行法を変えないこと、製作委員会などに適用される組合規定については、原則として構成員が出資割合に応じた議決権を有するよう改めることを要望する意見を提出した。

提出意見のライセンス契約部分は以下のとおりである。なお全文は以下のURLに掲載。

<http://www.jva-net.or.jp/news/news_130618/cover.pdf>

* * * * *

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対する意見

一般社団法人日本映像ソフト協会

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」と言います。)に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 「第38 賃貸借 15 賃貸借に類似する契約(2) ライセンス契約」について

「中間試案」66頁では、ライセンス契約について賃貸借の節に「前記4(2)から(5)まで(賃貸人たる地位の移転等)その他の当該契約の性質に反する規定を除き、賃貸借の規定を準用する」旨の規定を置くとし、注記において、新たな典型契約とする考え方と規定を設けない考え方とが記載されています。

当協会は、ライセンス契約に関する規定を設けるべきではないと考えます。以下、理由を申し述べます。

(1) ライセンス契約に賃貸借の規定を準用することの妥当性について

ライセンス契約に賃貸借を準用するという考え方は、有償の継続的契約である点で賃貸借に類似するからだと思います。

しかし、ひと口にライセンス契約といっても様々な類型があり必ずしも賃貸借に類似する類型ばかりではないと思われます。無償の使用貸借類似のライセンス契約もあるでしょうし、使用料を契約時に一括して支払う売買類似の契約もあります。また、請負や準委任類似の契約もあると思われます。

当協会の会員会社は、レンタル店に対し家庭内視聴を目的とする個人顧客へのビデオソフトの貸与を許諾するライセンス契約を締結していますが、この契約によって供給されるビデオソフトはレンタル店に貸与して頒布す

る場合もあれば、レンタル用に用途を限定して譲渡して頒布する場合もあります。後者の場合は賃貸借との類似性はあまりないように思われます。

また、映画の劇場への配給のライセンス契約は興行収入に応じたライセンス料を支払う契約ですし、ビデオソフトの二次使用における原作者への使用料は印税方式で支払われています。このように、定時に定額の賃料を支払う賃貸借との相違点も比較的多いと思われます。

ビデオソフトに関わるライセンス契約だけをとっても、その契約類型は多様であり、賃貸借契約に類似する契約が典型的なものではありません。

(2) 賃貸借の規定の準用の必要性について

有償の継続的契約であるライセンス契約であっても、賃貸借の規定を準用することが必要かどうか疑問があります。

ライセンス契約において、ライセンサーに目的物の修繕義務や必要費・有益費の償還義務が問題となるとは必ずしも思えませんし、有償性と継続性という賃貸借に類似する事項は、ライセンス契約において当然に規定されますので、賃貸借の規定を準用する必要はないように思います。

(3) 物権法や特許法・著作権法等との整合性について

「中間試案」本文の賃貸借の規定を準用するとの考え方によれば、賃貸借契約の規定中賃貸人の地位の移転等の規定は明示的にライセンス契約に準用しないとしています。しかし、そのような考え方は、有体物を目的物とする物権と知的財産権を目的物とする準物権との相違に基づくものか、それとも物権的利用権と物権化した債権的利用権との相違に基づくものか、特許権以外の知的財産権についても妥当する考え方なのか等を精査しなければ、その妥当性は判断できないと考えます。

有体物の物権的利用権である地上権や永小作権においては、目的物の利用の対価である地代債権は目的物の所有権に從属し、所有権が移転すればその後発生する地代債権も所有権とともに移転すると考えられていると思います。そして、賃貸人たる地位の移転に関する「中間試案」では対抗力を有する物権化した債権的利用権についても、原則として賃貸人たる地位は所有権の移転により当然承継することを原則として定めるとし、賃料債権の從属性を原則としています。

しかるに、ライセンス契約に関しては使用料債権の從属性を否定しておられるわけですが、それが有体物か無体物かの相違に基づくとするならば、無体物の物権的利用権である特許法上の専用実施権や著作権法上の出版権に関しても影響を及ぼすことになりかねません。ここでのライセンス契約は債権的利用権に関する契約のみを指

すのかもしれませんが、広い意味で知的財産権の利用権に関する契約という意味では専用実施権設定契約もライセンス契約といえます（土肥一史「ライセンス契約」『現代法律百科大事典7』432頁 2000年 ぎょうせい）し、出版権の設定契約も同様だと思われます。地上権や永小作権についても賃貸借の規定は準用されるのですから、このような規定を設けるとするならば専用実施権や出版権にも準用されるべきかどうかについても慎重な検討を経る必要があるのではないのでしょうか。

また、物権と準物権との相違に基づくものではなく、物権の利用権である専用実施権や出版権の利用料は特許権・著作権に従属するが、物権化した債権の利用権の場合にはその対価に対する債権は従属しないと考えるのならば、それがすべての知的財産権のライセンス契約に共通する通有性を有するののかについて、慎重な検討が必要だと考えます。

現行法では、著作権法上物権化した債権の利用権はありませんが、知的財産推進本部の「知的財産政策ビジョン（案）や文化庁の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の検討項目に、ライセンシーの保護があがっているところです。特許法上の通常実施権については、クロスライセンス契約やノウハウ等の問題があり、ライセンサーが誰でもいいわけではない等の理由から、ライセンサーの地位の当然承継に否定的な見解があるようです。しかしながら、民法にライセンス契約一般について当然承継を否定する規定を置くのならば、他の知的財産権の債権の利用権が物権化される場合も想定して、当然承継を否定することに通有性があるのかどうか精査される必要があらうかと思ひます。その点では、原作者等とビデオソフトメーカーとのライセンス契約に基づきビデオソフトを頒布が行われているときに、原作者等の権利が譲渡された場合を考えると、特許法の場合の上記のような事情はなく、当然承継を否定する理由はないようにも思われます。

もし、特許法の通常実施権のみを想定しているのならば、特許法特有の問題であって私法の一般法で定める必要はないように思ひます。

特許法の通常実施権に当然対抗の規定を設けたのは2011年の特許法改正ですが、債権の利用権の物権化によるライセンシーの保護の問題は、現に著作権法では審議会の検討項目に掲げられています。対抗力のある債権の利用権の対価について、目的物である知的財産権の移転によって当然承継しないとすることが妥当かどうかは、他の知的財産権法での議論を十分に踏まえる必要があり、現時点で民法に規定を設けることは時期尚早であると思われます。

（4）賃貸借の存続期間の準用について

「中間試案」では、賃貸借の存続期間に関する604条を削除するという案のほかに604条はそのままにする案も記

載されています。著作権に関するライセンス契約では、著作権の存続期間を存続期間とするライセンス契約も行われているところです。604条を削除する案の場合には、賃貸借の規定を準用することになっても実務に支障はありませんが、604条をそのままにして、ライセンス契約に604条が準用されることになると、実務に混乱を招くことになりかねません。

この点でも、ライセンス契約に賃貸借の規定を準用することには危惧があります。

以上の理由から、賃貸借の節にライセンス契約の規定を置くことも、ライセンス契約を新たな典型契約とする規定を置くことも妥当ではなく、民法に規定を置かないことが適切だと考えます。

* * * * *

なお、組合規定については、原則として出資割合に応じて議決権を有すべきと認識されていると思われること、負担するリスクに応じた議決権を有するほうが適切であること等から、民法第670条が組合の業務執行「組合員」の過半数で決するとしている点を「組合財産の持分（出資の価額）」の過半数に改めることを要望した。

TPP政府対策本部に意見提出

当協会は、7月17日、内閣官房TPP対策本部にTPP交渉参加に関する意見を提出した。その全文は以下の通り。

【提出意見】

当協会は、ビデオソフトを制作、複製、頒布する事業者を正会員とする団体であり、TPP交渉の対象となる項目のうち知的財産（特に著作権）に関する項目に関心を有するものです。

本年6月17日に開催された説明会配布資料28頁では、TPP交渉で取り上げられている著作権に関わる課題として（1）著作権保護期間、（2）民事救済における法定損害賠償、（3）著作権侵害に対する職権による刑事手続、（4）インターネット・サービス・プロバイダの責任制限、の4項目が掲げられていますが、その具体的な内容や方向性は詳らかにされていません。

上記4項目中、法定損害賠償制度については、米国では米国連邦議会図書館著作権局への登録を要件としています（米国著作権法412条）が、TPP交渉でどのような提案がなされているのか、また、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限については、どのような要件でどの程度の責任制限が考えられているのか等、より詳細な情報が必要だと思ひます。

したがって、交渉状況の詳細が判明した時点で、逐次、速やかなご説明と意見提出の機会を設けていただくよう要望いたします。

以上



リレーエッセイ

102

(株)ポニーキャニオン 深町徳子氏からのご紹介

●鈴木 裕子 氏 (エイベックス・グループ・ホールディングス(株)経営戦略本部契約部統括部長)

「思い違い?思い込み?」

座右の銘って、その人の人柄とか生き方とかを端的に表すものなので、誰がどんな座右の銘をお持ちなのか結構興味深いものです。

もしも座右の銘を聞かれることがあったら…と、私も心密かに決めていた座右の銘がありました。そしてとうとうそんな機会が私に巡ってまいりました。弊社の社内報に管理職を紹介するコーナーがあり、その中の質問の一つに「座右の銘は何ですか?」が含まれていたのです。でも、社内とはいえ、半ば公になるものですし、事前にその座右の銘の意味や背景を確認して正しい解釈を掲載しなければと思い、調べてみました。ところが…なんです。

いつの間にか私は自分の中で勝手なイメージをその言葉に結びつけ、別の解釈をしていたということが判明し、愕然としました。

その私の座右の銘だったはずのものは、「水は方円の器に随う」でした。正しい意味は、「人は交友関係や環境によって、よくも悪くもなるということのたとえ」で、類義のものとして「朱に交われば赤くなる」などがあります。これってどうなのでしょう?自分の座右の銘とするには微妙な気が…。

四角い器に水を入れれば四角くなり、丸い器に水を入れれば丸くなる、ということから転じた故事成語だそうです。私の中のイメージもここまではそれほどかけ離れていないにも拘らず、「大地を潤す水」のようなプラスなイメージを足し、いつの間にか「何事も受け入れ柔軟に対応する」というような勝手な解釈をしていたのです。

もともと孔子が君主を鉢に、人民をその中の水に喩え

たものだったということも今回知りました。全くいつからこんな思い違いをしていたのか、もはや自分でもわかりませんが、当然、その日以来、この言葉は私の座右の銘ではなくなりました。

かつての同僚のAさんは、「話に滑車がかかっちゃって…」と言って皆の爆笑を誘い、当時仲間で話題となりました。意地悪な先輩男性社員たちは、「話に滑車をかけてどうするんだよ!」とからかい、このようにある表現と似ているものの違った表現をすることを「Aる」と言って動詞化までされました。それだけ皆がこのエピソードを気に入っていたということですね。つるつると話題が盛り上がり展開していくさまが目に見えようでもあり、実は結構イケテル表現なのかもしれないと私は内心思っています。

さて、最後にまた私の思い違い。「隔世の感」という言葉を、私は長年「覚醒の感」と思い込んでいて、意味も目が覚めるほどびっくりすることだと思っていました。どうやら私は、この表現を耳から覚えて字で確認したことがなく、独自に当て字をした結果、意味まで間違えて認識していたのです。ある日、友人と観劇に行き、プログラムに載っていた作者のコメントに「隔世の感」という表現が使われているのを見て、目から鱗が落ちるようでした。それでも長年の思い込みというのはなかなか払拭できるものではなく、今でも「隔世の感」という文字に出会うたびに、それこそ「覚醒の感」でびっくりしてしまいます。

皆様には、このようなご経験ございませんか?

▼日誌に見る協会の動き

【6月】

- 3日 法制度委員会
- 5日 マーケティング委員会
- 7日 著作権部会
- 7日 マーケティング委員会 懇親ゴルフ
- 11日 2013年度通常総会
／第324回定例理事会／記者発表会
- 12日 東北地区連絡協議会
- 13日 映像配信統計調査担当者説明会
- 14日 業務使用対策委員会
- 17日 eメディア部会運営委員会
- 18日 総合連絡委員会
- 27日 映像配信統計WG
- 27日 業務部会幹事会
- 28日 eメディア部会 第4回定例セミナー

【7月】

- 2日 第325回定例理事会
- 3日 マーケティング委員会
- 5日 著作権部会
- 9日 総合連絡委員会
- 10日 中部地区連絡協議会定例会
- 12日 業務使用対策委員会
- 17日 関西地区連絡協議会定例会
- 19日 消費者委員会
- 30日 ACA企画広報部会

異動

●JVA事務局人事

2013年6月10日付

業務部法務課兼著作権担当 主事

小林 靖子 (前 業務部法務課勤務兼著作権担当)

統計

2013年5月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	5 月 実 績									1 月 ～ 5 月 の 累 計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	6,625	56.6%	78.1%	2,183	52.6%	83.7%	373	67.0%	増 減 13社 17社 その他 2社	43,342	63.3%	101.3%	13,728	57.2%	101.0%	2,341	90.8%
レンタル店用	5,008	42.8%	112.6%	1,948	46.9%	120.6%	493	89.0%		24,725	36.1%	84.9%	10,137	42.3%	82.4%	2,884	88.3%
業務用	66	0.6%	78.6%	22	0.5%	124.2%	32	290.9%		444	0.6%	74.7%	128	0.5%	81.7%	108	73.0%
DVDビデオ	11,699	64.5%	89.9%	4,152	73.7%	97.9%	898	80.0%	増 減 14社 15社 その他 3社	68,511	68.4%	94.5%	23,994	77.6%	92.1%	5,333	89.0%
販売用	6,091	94.8%	148.2%	1,379	93.2%	158.2%	178	88.1%		29,945	94.5%	119.8%	6,276	90.7%	121.4%	1,078	103.3%
レンタル店用	328	5.1%	135.5%	99	6.7%	75.1%	26	44.1%		1,660	5.2%	107.0%	621	9.0%	86.7%	212	74.4%
業務用	6	0.1%	120.0%	2	0.1%	119.2%	0	－		73	0.2%	912.5%	20	0.3%	435.8%	5	166.7%
ブルーレイ	6,425	35.5%	147.5%	1,481	26.3%	147.2%	204	78.2%	増 減 14社 15社 その他 3社	31,678	31.6%	119.3%	6,918	22.4%	117.4%	1,295	97.2%
合 計	18,124	100.0%	104.3%	5,633	100.0%	107.4%	1,102	79.7%		100,189	100.0%	101.1%	30,911	100.0%	96.8%	6,628	90.5%

◎今月の売上報告社数……32 社 （※前年同月の報告社数:31社） 無回答社……… 1社
◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なしまたは前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

◎今月の売上報告社数……32 社 (*前年同月の報告社数31社) 無回答社…… 1社
 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

2013年6月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	6 月 実 績								1 月 ～ 6 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	7,194	60.7%	63.7%	2,790	55.1%	81.7%	658	149.5%	増 減 7社 23社 その他 2社	50,536	62.9%	93.5%	16,518	56.9%	97.2%	2,999	99.4%
レンタル店用	4,607	38.9%	83.7%	2,247	44.4%	99.3%	577	102.1%		29,332	36.5%	84.7%	12,385	42.6%	85.1%	3,461	90.4%
業務用	45	0.4%	52.9%	24	0.5%	128.7%	47	134.3%		489	0.6%	72.0%	151	0.5%	86.7%	155	84.7%
DVDビデオ	11,846	59.9%	70.2%	5,061	75.8%	88.9%	1,282	123.3%	増 減 16社 11社 その他 5社	80,357	67.0%	89.9%	29,054	77.3%	91.5%	6,615	94.1%
販売用	7,579	95.7%	151.5%	1,445	89.6%	127.9%	254	126.4%		37,524	94.8%	125.1%	7,721	90.5%	122.6%	1,332	107.0%
レンタル店用	331	4.2%	97.4%	166	10.3%	73.8%	25	100.0%		1,991	5.0%	105.2%	787	9.2%	83.6%	237	76.5%
業務用	6	0.1%	120.0%	2	0.1%	86.1%	0	－		79	0.2%	607.7%	22	0.3%	338.7%	5	166.7%
ブルーレイ	7,916	40.1%	148.0%	1,612	24.2%	118.9%	279	123.5%	増 減 16社 11社 その他 5社	39,594	33.0%	124.1%	8,530	22.7%	117.7%	1,574	101.0%
合 計	19,762	100.0%	88.9%	6,673	100.0%	94.6%	1,561	123.3%		119,951	100.0%	98.9%	37,584	100.0%	96.4%	8,189	95.4%

◎今月の売上報告社数……32 社 （※前年同月の報告社数31社） 無回答社………… 1社
◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

◎今月の売上報告社数……32 社 (*前年同月の報告社数31社) 無回答社…… 1社
 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

違法対策活動

5月、6月の違法対策活動報告

5月、6月は、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、京都府、奈良県、三重県、和歌山県、広島県、山口県、愛知県、熊本県のビデオレンタル店230店の調査・折衝を実施した。このうち、廃業等の169店を除いて実質的に営業をしていた61店を調査したところ、海賊版所持はなかったもののセル商品をレンタルに転用していた店舗が13店あり、いずれも口頭での警告を行ったり、誓約書の提出を求めるなどした。違法行為の確認率は21%だった。

5月～6月 実地調査による調査実績

調査店	230店
営業店数	61店
違法行為 確認件数	海賊版所持 0件 セル用商品のレンタル転用 13件
海賊版確認数	0枚
刑事告訴件数	7件
警察による海賊版押収数	DVD 47枚
違法行為確認率	21%

調査状況一覧表

調査地区	内 訳			海賊版・サンプル版頒布所持			セル商品の レンタル転用
	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	
群馬県	6		8				1
埼玉県	2						1
東京都	5		126				1
山梨県	2	1					2
京都府	5		5				
奈良県	4		3				
三重県		1					1
和歌山県	3		6				
広島県	1		6				
山口県	13	1	2				1
愛媛県	3		6				1
熊本県	12	2	7				5
合計	56	5	169	0	0	0	13

一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2013年8月1日現在

■ 正会員(33 社)

(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・マーケティング(株)
(株)エスピーオー
(株)NHK エンタープライズ
(株)角川書店
ギャガ(株)
キングレコード(株)
ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(同)
バンダイビジュアル(株)
ビクターエンタテインメント(株)
(株)ポニーキャニオン
(株)メディアファクトリー
ユニバーサルミュージック(同)
(株)よしもとアール・アンド・シー
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(19 社)

(株)一丸印刷所
(株)IMAGICA
カルチャー・コンビニエンス・クラブ(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニー PCL (株)
大日本印刷(株)
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
ビクタークリエイティブメディア(株)
(株)富士フイルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)